

令和元年度 介護職員等特定処遇改善加算計画書 連絡票

1 連絡先

法人名	社会福祉法人 さくら会
法人所在地	〒329-1392 さくら市氏家2771番地
書類作成担当者	総務課 さくら 花子
電話番号(内線)(※)	028-×××-××××
FAX番号(※)	028-×××-〇〇〇〇
E-mailアドレス(※)	****@****

※ご提出いただいた申請書類に記載されている内容について、さくら市から問い合わせをする際の連絡先を記入してください。

2 提出書類・必要部数・確認

※ 確認欄には、提出する書類に○印を付してください↓

【共通必要書類】

No.	様式・提出書類	コメント	必要部数	確認欄
(0)	連絡票 令和元年度 介護職員等特定処遇改善加算計画書 連絡票	この連絡票	1部 【必須】	○
(1)	別紙様式2 介護職員等特定処遇改善計画書(令和元年度届出用)	押印を忘れずに。	1部 【必須】	○
(2)	別紙様式2(添付書類1) 介護職員等特定処遇改善計画書(指定権者内事業所一覧表)	「さくら市指定」の複数の事業所について一括作成して、(1)計画書に計上する場合に添付	複数事業所一括作成の場合、1部	○
(3)	別紙様式2(添付書類2) 介護職員等特定処遇改善計画書(届出対象都道府県内一覧表)	栃木県内の複数の指定権者にまたがる事業所等を一括作成して、(1)計画書に計上する場合に添付。	複数事業所一括作成の場合、必要に応じ各1部	○
(4)	別紙様式2(添付書類3) 介護職員等特定処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)	他の都道府県に所在する複数の事業所等を一括作成して、(1)計画書に計上する場合に添付。		○
(5)	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	・本加算を算定しようとするすべての事業所について、 事業所ごとに 本様式の作成が必要です。 ・なお今回に限り、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の添付は不要です。	1部 【必須】	○
(6)	返送用封筒 切手を貼付し、送付先を記入した返送用封筒	さくら市での手続後、上記(5)についての受理通知に代えて、上記(5)の写しを交付するためのもの。	1部 【必須】	○

3 提出期限 令和元(2019)年8月30日(金)必着

4 提出先

さくら市高齢課介護保険係

介護職員等特定処遇改善計画書(令和 元 年度加算届出用)

事業所等情報		介護保険事業所番号		0	9				
①開設(事業)者	フリガナ	シャカイフクシホウジン サクラカイ							
	名称	社会福祉法人 さくら会							
②開設(事業)者の所在地	〒	329-1392							
		さくら市氏家2771							
③事業所等の名称	フリガナ								
	名称	別紙一覧による							
④事業所の所在地	〒								
	電話番号	028-xxxx-xxxx				FAX番号	028-xxx-0000		
複数の事業所を一括して提出する場合の一括して提出する事業所数		特定加算(I)		(2)		事業所			
※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。		特定加算(II)		(0)		事業所			

介護保険事業所番号、③、④について、複数事業所をまとめて提出する場合は、本様式の事業所情報

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

①算定する加算区分	介護職員等特定処遇改善加算 (加算 I 加算 II)		
②現行の処遇改善加算の取得状況	介護職員処遇改善加算 (加算 I 加算 II 加算 III)		
③ サービス提供体制強化加算等の取得状況 (該当するものにチェック(レ)) ※加算 I では、いずれかの取得が必須	サービス提供体制強化加算(I)イ	すべて取得なし	
	特定事業所加算(I)	特定事業所加算(II)	
	入居継続支援加算	日常生活継続支援加算	

※複数の事業所を一括して提出する場合は、①～③の記入は不要。(添付資料1に、各事業所の状況を記入すること。)

④ 介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和 1 年 10 月 ~ 令和 2 年 3 月		
----------------------	--------------------------	--	--

⑤ 令和 元 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額(総額) ※⑤<⑥★	8,500,000	円
★賃金改善の見込額(i-ii) ※令和元年度と初取得前年度との賃金比較 ※自動計算	8,730,000	円
⑥ i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(年間の見込額) (iii+vi+ix) ※自動計算	125,730,000	円
	ii) 初めて特定加算を取得する(した)年度の前年度の賃金の総額(iv+vii+x) ※自動計算	117,000,000
経験・技能のある介護職員(①)における平均賃金改善額((iii-iv)/v) ※自動計算	490,000	円・ 9.0
iii) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(年間の見込額)	34,410,000	円
⑦ iv) 初めて特定加算を取得する(した)年度の前年度の賃金の総額	30,000,000	円
	v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数 (常勤換算)	9
【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者(見込額)】	2	
他の介護職員(②)における平均賃金改善額((vi-vii)/viii) ※自動計算	200,000	円・ 18.4
vi) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(年間の見込額)	63,680,000	円
vii) 初めて特定加算を取得する(した)年度の前年度の賃金の総額	60,000,000	円
viii) 当該事業所におけるその他の介護職員の人数 (常勤換算)	18.4	
その他の職種(③)における平均賃金改善額((ix-x)/xi) ※自動計算	80,000	円・ 8
ix) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(年間の見込額)	27,640,000	円
x) 初めて特定加算を取得する(した)年度の前年度の賃金の総額	27,000,000	円
⑨ xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数 (常勤換算 もしくは 実人数) ※既に賃金が年額440万円以上の人は対象外	8	人
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金(見込額)】	440万円以上の職員は、

※(7 iii)、(8 vi)、(9 ix)は、加算を活用し、行った賃金改善を含む介護職員が受け取る基本給、手当、賞与等(退職手当を除く)の総額。(集計期間は賃金改善実施期間) ※現行の処遇改善加算分を

0人の場合は、①にその理由を記載する

※(7 iv)、(8 vii)、(9 x)は、初めて加算取得した前年度の賃金支払実績がない場合も、前年度実績があったと仮定した金額を記載。
※現行の処遇改善加算を含む。ただし、前年度に現行加算を取得していなかった場合は、今年

判定結果	OK
------	----

⑩ 賃金改善実施期間	令和 1 年 10 月 ~ 令和 2 年 3 月
------------	--------------------------

※ 原則10月～翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。

⑪ 賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、賞与、〇〇手当等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。)	介護福祉士の資格を有する勤続10年以上の常勤介護職員〇人の基本給を月額〇〇円引き上げる。	具体的に記載する。次ページ(2)職場環境等要件を満たすための費用は、賃金改善
	上記以外の常勤介護職員〇人の処遇改善手当を月額〇〇円引き上げる。生活相談員〇人、看護職員〇人に対し〇年〇月に一時金〇〇円を支給する。	
①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方(「経験・技能のある介護職員」のグループを設定しない場合は、その理由を記載すること。)	介護福祉士であり、他法人や医療機関での経験年数を通算して10年以上に該当するかどうかで判断する。 「経験・技能のある介護職員」のグループを設定しない場合の例 ・小規模事業所等で加算額全体が少額である。 ・職員全体の賃金水準が低い事業所などで直ちに一人の賃金を引き上げることが困難	

【記載上の注意】

※1 ⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

※2 ⑥が⑤を上回らなければならないこと。

※3 ⑥ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。

※4 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。

- ・添付書類1: 都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表(指定権者ごと)
- ・添付書類2: 各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県ごと)
- ・添付書類3: 計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

(2) 職場環境等要件について (※)太枠内に記載すること

平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず**全て**にチェック(レ)をつけること。
複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、**それぞれ1つ以上の取組を行うこと。**

資質の向上	<input type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む) <input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 <input type="checkbox"/> 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 <input type="checkbox"/> キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る) <input type="checkbox"/> その他()
労働環境・処遇の改善	<input type="checkbox"/> 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入 <input type="checkbox"/> 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 <input type="checkbox"/> ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化 <input type="checkbox"/> 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入 <input type="checkbox"/> 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 <input type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 <input type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 <input type="checkbox"/> 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 <input type="checkbox"/> その他()
その他	<input type="checkbox"/> 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 <input type="checkbox"/> 中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等) <input type="checkbox"/> 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 <input type="checkbox"/> 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 <input type="checkbox"/> 非正規職員から正規職員への転換 <input type="checkbox"/> 職員の増員による業務負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()

(3) 見える化要件について (※)太枠内に記載すること

実施している周知方法について、チェック(レ)をつけること。2020年度から実施予定である場合には、「予定」にチェック(レ)をつけること。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「介護サービス情報公表システム」への掲載 / <input type="checkbox"/> 予定 <input type="checkbox"/> 独自のホームページへの掲載 / <input type="checkbox"/> 予定
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / 予定 <input type="checkbox"/> その他()

※虚偽の記載や、介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

提出前にすべての職員に必ず周知すること

本計画書については、雇用するすべての職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

令和 1 年 8 月 27 日	(法人名)	社会福祉法人 さくら会
	(代表者役職・氏名)	理事長 ○○○○
		法人の代表 印

介護職員等特定処遇改善計画書(指定権者内事業所一覧表)

法人名							
さくら市							
介護保険事業所番号(10桁)[上段] 事業所の名称 [中段] サービス名 [下段]	現行の処遇改善 加算の取得状況	サービス提供体制強化加算等の取得状況 ※特定処遇改善加算(Ⅰ)では、いずれかの取得が必須		前年度からの変更有無 [上段] 算定する特定処遇改善加算の 区分 [下段]		介護職員等特定処遇改 善加算見込額(円)	賃金改善の見込額(円) ※自動計算(①×人数+ ②×人数+③×人数)
(番号) *****	現行加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	すべて取得なし	変更あり	変更なし	1,750,000 円	1,344,000 円
(名称) ○○○事業所	現行加算Ⅱ	特定事業所加算(Ⅰ)	新規取得の場合も、「変更あり」 を選択してください。	特定加算Ⅰ	特定加算Ⅱ		
(サービス) 地域密着型通所介護	現行加算Ⅲ	入居継続支援加算					
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)				① 490,000 円	② 200,000 円	③ 80,000 円	
①②③それぞれの人数(見込数)				(1.6 人)	(2.4 人)	(1 人)	
(番号) *****	現行加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	すべて取得なし	変更あり	変更なし	1,100,000 円	1,526,000 円
(名称) ○○○事業所	現行加算Ⅱ	特定事業所加算(Ⅰ)	特定事業所加算(Ⅱ)	特定加算Ⅰ	特定加算Ⅱ		
(サービス) 地域密着型訪問介護	現行加算Ⅲ	入居継続支援加算	日常生活継続支援加算				
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)				① 490,000 円	② 200,000 円	③ 80,000 円	
①②③それぞれの人数(見込数)				(1.4 人)	(3.8 人)	(1 人)	
(番号)	現行加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	すべて取得なし	変更あり	変更なし		0 円
(名称)	現行加算Ⅱ	特定事業所加算(Ⅰ)	特定事業所加算(Ⅱ)	特定加算Ⅰ	特定加算Ⅱ		
(サービス)	現行加算Ⅲ	入居継続支援加算	日常生活継続支援加算				
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)				① 円	② 円	③ 円	
①②③それぞれの人数(見込数)				(人)	(人)	(人)	
(番号)	現行加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	すべて取得なし	変更あり	変更なし		0 円
(名称)	現行加算Ⅱ	特定事業所加算(Ⅰ)	特定事業所加算(Ⅱ)	特定加算Ⅰ	特定加算Ⅱ		
(サービス)	現行加算Ⅲ	入居継続支援加算	日常生活継続支援加算				
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)				① 円	② 円	③ 円	
①②③それぞれの人数(見込数)				(人)	(人)	(人)	
合計				—	2850000 円	2870000 円	

A < B

※ 計画書を届け出る指定権者(都道府県又は市区町村)毎に記載すること。
 ※ ①②③は、(1)様式2(計画書)中の⑦～⑨における職員のグループを指す。(①経験・技能のある介護職員、②他の介護職員、③その他の職種)
 ※ ①②③それぞれの人数(見込数)は、常勤換算で算出すること。ただし、③については実人数による算出も可能とする。
 ※ A及びBは別紙様式2添付書類2の当該指定権者における金額と一致しなければならない。

介護職員等特定処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)

法人名					
都道府県	介護職員等特定 処遇改善加算の見 込額	賃金改善の見込 額 ※自動計算	①の平均賃金改善額 (見込額)・人数	②の平均賃金改善額 (見込額)・人数	③の平均賃金改善額 (見込額)・人数
北海道	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
青森県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
岩手県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
宮城県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
秋田県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
山形県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
福島県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
茨城県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
栃木県	4,250,000 円	4,365,000 円	490,000 円(4.5 人)	200,000 円(9.2 人)	80,000 円(4 人)
群馬県	4,250,000 円	4,365,000 円	490,000 円(4.5 人)	200,000 円(9.2 人)	80,000 円(4 人)
埼玉県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
千葉県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
東京都	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
神奈川県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
新潟県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
富山県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
石川県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
福井県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
山梨県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
長野県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
岐阜県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
静岡県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
愛知県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
三重県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
滋賀県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
京都府	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
大阪府	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
兵庫県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
奈良県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
和歌山県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
鳥取県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
島根県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
岡山県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
広島県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
山口県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
徳島県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
香川県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
愛媛県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
高知県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
福岡県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
佐賀県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
長崎県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
熊本県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
大分県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
宮崎県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
鹿児島県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
沖縄県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
全国計	8,500,000 円	8,730,000 円	—	—	—

E < F

※ FはEを上回らなければならない。

※ ①②③は、(1)様式2(計画書)中の⑦～⑨における職員のグループを指す。(①経験・技能のある介護職員、②他の介護職員、③その他の職種)

※ ①②③それぞれの人数(見込数)は、常勤換算で算出すること。ただし、③については実人数による算出も可能とする。